

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年八月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

指定番号	第一号				
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号				
指定の年月日	平成三十年八月九日				
指定に係る道路の位置	埼玉県三郷市花和田字助野五百三十七番地一先から埼玉県三郷市谷口字木之下三百十四番地二先まで	埼玉県三郷市谷口字助野二百六十二番地先から埼玉県三郷市花和田字木之下五百五十八番地五先まで	埼玉県三郷市谷口字助野二百六十二番地先から埼玉県三郷市谷口字木之下三百十四番地二先まで	埼玉県三郷市谷口字助野二百六十六番地一先から埼玉県三郷市谷口字木之下三百十八番地一先まで	埼玉県三郷市谷口字木之下三百十八番地一先から埼玉県三郷市谷口字木之下三百十九番地二先まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	三百六十七・四	二百八十・六	三十六・二	三十二・六	百七十一・三
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	十二・五	八・〇	七・二(六・五)	六・〇	十・〇